

ビル新聞

ビル新聞社
本社
〒145-0082 東京都大田区北千束2-20-7-406
TEL. 03 (3729) 7595
FAX. 03 (3729) 7617
購読料 月：2,263円
年間：25,715円
発行 毎月3回 月曜日
http://www.bilshinbun.com/

入札情報サービス
ビル新聞!
入札王
落札王子
ビルメンの入札情報をメールでお届けします!
無料トライアル好評受付中!
お問い合わせは・・・
(03) 3729-7595
ホームページからもお申し込みできます!
www.bilshinbun.com/

入管法改正案、国会で審議 外国人労働者の受け入れを拡大 新たな在留資格を新設

新しい在留資格による受け入れ見込み人数

業種	初年度	5年目までの累計
建設業	5000~6000	30000~40000
造船・舶用工業	1300~1700	10000~13000
介護	5000	50000~60000
農業	3600~7300	18000~36500
漁業	600~800	7000~9000
外食業	4000~5000	41000~53000
宿泊業	950~1050	20000~22000
飲食料品製造業	5200~6800	26000~34000
自動車整備業	300~800	6000~7000
航空業	100	1700~2200
素材材産業	3400~4300	17000~21500
産業機械製造業	850~1050	4250~5250
電気・電子情報関連産業	500~650	3750~4700
ビルクリーニング業	2000~7000	28000~37000
合計	32800~47550	262700~345150

政府は11月2日、外国人労働者の受け入れを拡大する入管法(出入国管理及び難民認定法)の改正案を閣議決定し、開会中の臨時国会に提案した。新たな在留資格として「特定技能」を創設。人材確保が困難で受け入れの要望が強い産業分野を対象に、中長期にわたる日本での外国人労働者の就労を可能にする。対象業種は法務省令で定めることとしているが、現在ビルクリーニング業を含む14業種を中心に検討が進められている。政府は来年4月の施行を目指す。受け入れ態勢が整わない中で制度を立ち上げた場合、外国人労働者だけでなく産業界にとっても混乱を招くことになりかねず、慎重な議論が求められる。

新たに創設する在留資格は「特定技能1号」と「特定技能2号」と「特定技能3号」の3種類。1号は「相当程度」の知識または経験を有する外国人労働者を対象とし、2号は「熟練した技能」を要する業務に従事する外国人労働者を対象とし、3号は「高度な専門的知識」を要する業務に従事する外国人労働者を対象とする。1号は最長5年間、2号は最長3年間、3号は最長1年間、家族の滞在も認められる。在留期間中は5年が経過すると、2号は「熟練した技能」を要する業務に従事する外国人労働者を対象とし、3号は「高度な専門的知識」を要する業務に従事する外国人労働者を対象とする。1号は最長5年間、2号は最長3年間、3号は最長1年間、家族の滞在も認められる。在留期間中は5年が経過すると、2号は「熟練した技能」を要する業務に従事する外国人労働者を対象とし、3号は「高度な専門的知識」を要する業務に従事する外国人労働者を対象とする。

「基本方針」を策定
基本方針に基づき法務大臣・業所管大臣等が対象となる産業分野、人材不足の状況、受け入れ規模等を求める人材の基準などを盛り込んだ「分野別運用方針」を策定する。

更新が繰り返されていく現状が見られる。過去1年間に派遣契約の中途解除があった事業所は14.0%(同5.9%増)で、契約解除した労働者の雇用安定措置を講じたのは4.6%。措置の内容では「別の就業機会を確保」が49.0%、契約期間終了までの派遣料金を全額派遣元が負担した20.4%が多かった。

受け入れ機関(特定技能所属機関)は外国人労働者、日本人労働者以上の報酬や差別的待遇の禁止など省令で定める基準に適合した雇用契約(適合特定技能雇用契約)を締結し実施するとともに、外国人労働者が安定的かつ円滑に活動できるような省令に適合した職業生活上・日常生活上の支援計画を作成し実施しなければならない。

また、出入国在留管理庁に登録した登録支援機関に委託できる。出入国在留管理庁は、現行の法務省入国管理局を外局に移管・新設するもので、目的を現状の「出入国の公正な管理」から「出入国及び

在留の公正な管理」に改め長官が置かれる。日本人の雇用への影響を防ぐため、特定産業分野の所管大臣は必要人材が確保されたことを判断した場合、一時的に「在留資格認定証明書」の交付停止を法務大臣に求め、法務大臣が一時停止を決定できることとしている。

「特定技能」の対象となる特定産業分野は、現時点で要望が出されている14分野を中心に選定する方針。14分野にはビルクリーニング業や宿泊業も含まれている。(公社)全国ビルメンテナンクス協会では「正式に要望書を提出したわけではないが、業界の人材不足は深刻な状況にあり、特定産業分野としての指定を受けるべく対応しているのは事実」としている。

具体的な制度が定まらない中、実際に外国人労働者を受け入れるには越えなければならないハードルも多く、抽速な対応は避けたいと考えた。

今回の制度改正には官邸主導、法務省主管で進められており、各業界との折衝は主務官庁を通して行われている模様。法案に対しては、在留期間、求める技能等の水準、在留期間の内容が明らかになれば、新しいことに加えて、「外国人技能実習制度」で様々な問題が発生している現状を見れば受け入れ態勢が不十分なのは明らか。外国人労働者を労働力供給の調整弁として移住政策ではない「移民政策」につながるなど、様々な立場からの反対や懸念が示されている。

政府は来年4月1日の施行を目指す方針で、施行3年経過後の見直しも盛り込まれている。十分な検討を加えないまま、制度導入ありきで進むことは、労働市場のみならず社会にも悪影響を与えることになりかねない。

近藤豊嗣氏(一社・日本エネルギー設備保安推進協会代表理事)
「そこが聞きたい」
直撃インタビュー

今年6月の大阪北部地震、そして9月には北海道を襲った震度7の大地震、また西日本の集中豪雨と日本列島は例年以上に自然災害の猛威に見舞われた。そんな時、必ず問題となったのが「停電」による電力供給の停止だ。折しも6月には、総務省消防庁から自家発電点検設備の点検方法の改正が告示された。長年、非常用発電機の点検の普及・啓蒙活動に取り組んできた(一社)日本エネルギー設備保安推進協会(JEESA)の近藤豊嗣代表理事(機屋已菱機代表取締役社長)に、今回の改正点を含めた非常用電源の点検の在り方を聞いた。

非常用発電機は、建設現場では、電気の運用にかかわらず、設備技術基準・建築基準法に基づいて設置する。建設現場では、物の運搬計画より必要容量を算定して設備を自備(消火用ポンプ、非常用エレベーター、非常用照明など)に供給する。今回の告示された点検方法の改正は、このうち消防庁から告示されたもの。たとえば、火災が発生し、屋内消火栓やスプリンクラー設備などの消火設備を運転している最中に、停電が起これば、消防ポンプやスプリンクラーが停止してしまう。だから、そのような事態に陥らないために、実際に自家発電設備からの電力で屋内消火栓やスプリンクラー設備を動かす実負荷点検が必要なのだ。とはいえ、負荷運転

を実施する時、商用電源を停電させなければ実負荷による点検ができなかったり、また屋上や地階など自家発電設備が設置されている場所によっては、疑似負荷装置の配置が困難で、装置を利用した点検ができない場合がある。それらの問題を解消するために、従来の点検方法の在り方を科学的に検証し、今回の改正となった。改正のポイントは、大きく分けて次の4つだ。

近藤豊嗣氏略歴
1951年、東京都江東区生まれ。60年、アイワ輸入社。72年、父と共同で電気設備の設置工事会社、翌73年、同社を継承し設立。95年に父が他界した後、同社代表取締役社長に就任。現在、日本中の商業ビルやインフラ設備の非常用電源の点検業務を担っている。2014年、東京電力ホールディングス、16年12月、ナール工科大学。東京電力ホールディングス、16年12月、ナール工科大学。東京電力ホールディングス、16年12月、ナール工科大学。東京電力ホールディングス、16年12月、ナール工科大学。

非常用発電機 e-ダミーテスト 『ニッポンの“あんしん”』を守ります
(1/3負荷試験)
一般社団法人 日本エネルギー設備保安推進協会 JESA

L-3SV 携帯用負荷試験装置 (JESA認定) L-3SV
サーバーラックに対応! 小型・軽量で一人でも持ち運び楽々!! 200V 24kW 34kg!! ※お気軽にお問い合わせください。

H-60-U シリーズ 高圧用負荷試験装置 (JESA認定) 写真はH-30-U
6600V (240~600kW) 省スペースでも操作性抜群!! 様々な環境下の負荷試験にも対応いたします!! ※お気軽にお問い合わせください。

LPガス発電機 200/100V 5.5kVA (JESA推奨)
ガソリンのハイブリッド 防災用に集会所等でお役に立ちます!! 販売価格378,000円(税別) ※お気軽にお問い合わせください。

負荷試験全国シェアNo.1 TATSUMI 『ニッポンの“あんぜん”』を支えます
株式会社 辰巳菱機 〒136-0074 東京都江東区東砂6-12-5 TEL:03-3648-3174 FAX:03-5635-7771 http://ttrmk.co.jp

半数が派遣以外望む 正社員転換制度は未整備

厚生労働省は先頃、2012年以降5年ぶりに「平成29年派遣労働者実態調査」の結果をまとめた。調査は2017年10月1日時点の状況について、常用労働者5人以上の約1万7000事業所(有効回答率59.5%)と、そこで働く派遣労働者約1万4000人(同62.0%)を対象に実施。2015年9月に成立した改正労働者派遣法施行後の変化の把握も目的として

調査によると、派遣労働者以外の就業形態で働きたいと考えている派遣労働者が半数近くおり、その割合は正社員を希望している一方で、派遣労働者を正社員に採用する制度がある事業所は13.1%にとどまっていることがわかった。

「事業所調査」
派遣労働者が就業している事業所は12.7%。派遣労働者を就業させる理由は、「欠員補充」34.6%、「3年超」18.2%が多く、契約

更新が繰り返されていく現状が見られる。過去1年間に派遣契約の中途解除があった事業所は14.0%(同5.9%増)で、契約解除した労働者の雇用安定措置を講じたのは4.6%。措置の内容では「別の就業機会を確保」が49.0%、契約期間終了までの派遣料金を全額派遣元が負担した20.4%が多かった。

派遣労働者を就業させる理由(事業所調査) 単位:%

理由項目	29年調査	24年調査
一時的・季節的な業務量変動への対処	35.8	36.7
欠員補充等必要な人員を迅速に確保	73.1	64.6
常用労働者数を抑制	7.4	14.6
雇用管理の負担軽減	12.2	14.9
社内の活性化	4.8	3.3
専門性を活かした人材の活用	23.7	34.2
自社で養成できない労働力を確保	13.5	10.2
軽作業・補助的業務等	24.5	25.2
勤務形態が常用労働者と異なる	4.3	4.7
その他	3.1	5.7

非常用発電設備の点検 1年に1回は30%以上の負荷点検の実施を

近藤豊嗣氏(一社・日本エネルギー設備保安推進協会代表理事)

非常用発電機は、建設現場では、電気の運用にかかわらず、設備技術基準・建築基準法に基づいて設置する。建設現場では、物の運搬計画より必要容量を算定して設備を自備(消火用ポンプ、非常用エレベーター、非常用照明など)に供給する。今回の告示された点検方法の改正は、このうち消防庁から告示されたもの。たとえば、火災が発生し、屋内消火栓やスプリンクラー設備などの消火設備を運転している最中に、停電が起これば、消防ポンプやスプリンクラーが停止してしまう。だから、そのような事態に陥らないために、実際に自家発電設備からの電力で屋内消火栓やスプリンクラー設備を動かす実負荷点検が必要なのだ。とはいえ、負荷運転

今年6月の大阪北部地震、そして9月には北海道を襲った震度7の大地震、また西日本の集中豪雨と日本列島は例年以上に自然災害の猛威に見舞われた。そんな時、必ず問題となったのが「停電」による電力供給の停止だ。折しも6月には、総務省消防庁から自家発電点検設備の点検方法の改正が告示された。長年、非常用発電機の点検の普及・啓蒙活動に取り組んできた(一社)日本エネルギー設備保安推進協会(JEESA)の近藤豊嗣代表理事(機屋已菱機代表取締役社長)に、今回の改正点を含めた非常用電源の点検の在り方を聞いた。

非常用発電機は、建設現場では、電気の運用にかかわらず、設備技術基準・建築基準法に基づいて設置する。建設現場では、物の運搬計画より必要容量を算定して設備を自備(消火用ポンプ、非常用エレベーター、非常用照明など)に供給する。今回の告示された点検方法の改正は、このうち消防庁から告示されたもの。たとえば、火災が発生し、屋内消火栓やスプリンクラー設備などの消火設備を運転している最中に、停電が起これば、消防ポンプやスプリンクラーが停止してしまう。だから、そのような事態に陥らないために、実際に自家発電設備からの電力で屋内消火栓やスプリンクラー設備を動かす実負荷点検が必要なのだ。とはいえ、負荷運転

今年6月の大阪北部地震、そして9月には北海道を襲った震度7の大地震、また西日本の集中豪雨と日本列島は例年以上に自然災害の猛威に見舞われた。そんな時、必ず問題となったのが「停電」による電力供給の停止だ。折しも6月には、総務省消防庁から自家発電点検設備の点検方法の改正が告示された。長年、非常用発電機の点検の普及・啓蒙活動に取り組んできた(一社)日本エネルギー設備保安推進協会(JEESA)の近藤豊嗣代表理事(機屋已菱機代表取締役社長)に、今回の改正点を含めた非常用電源の点検の在り方を聞いた。

今年6月の大阪北部地震、そして9月には北海道を襲った震度7の大地震、また西日本の集中豪雨と日本列島は例年以上に自然災害の猛威に見舞われた。そんな時、必ず問題となったのが「停電」による電力供給の停止だ。折しも6月には、総務省消防庁から自家発電点検設備の点検方法の改正が告示された。長年、非常用発電機の点検の普及・啓蒙活動に取り組んできた(一社)日本エネルギー設備保安推進協会(JEESA)の近藤豊嗣代表理事(機屋已菱機代表取締役社長)に、今回の改正点を含めた非常用電源の点検の在り方を聞いた。

今年6月の大阪北部地震、そして9月には北海道を襲った震度7の大地震、また西日本の集中豪雨と日本列島は例年以上に自然災害の猛威に見舞われた。そんな時、必ず問題となったのが「停電」による電力供給の停止だ。折しも6月には、総務省消防庁から自家発電点検設備の点検方法の改正が告示された。長年、非常用発電機の点検の普及・啓蒙活動に取り組んできた(一社)日本エネルギー設備保安推進協会(JEESA)の近藤豊嗣代表理事(機屋已菱機代表取締役社長)に、今回の改正点を含めた非常用電源の点検の在り方を聞いた。

今年6月の大阪北部地震、そして9月には北海道を襲った震度7の大地震、また西日本の集中豪雨と日本列島は例年以上に自然災害の猛威に見舞われた。そんな時、必ず問題となったのが「停電」による電力供給の停止だ。折しも6月には、総務省消防庁から自家発電点検設備の点検方法の改正が告示された。長年、非常用発電機の点検の普及・啓蒙活動に取り組んできた(一社)日本エネルギー設備保安推進協会(JEESA)の近藤豊嗣代表理事(機屋已菱機代表取締役社長)に、今回の改正点を含めた非常用電源の点検の在り方を聞いた。

今年6月の大阪北部地震、そして9月には北海道を襲った震度7の大地震、また西日本の集中豪雨と日本列島は例年以上に自然災害の猛威に見舞われた。そんな時、必ず問題となったのが「停電」による電力供給の停止だ。折しも6月には、総務省消防庁から自家発電点検設備の点検方法の改正が告示された。長年、非常用発電機の点検の普及・啓蒙活動に取り組んできた(一社)日本エネルギー設備保安推進協会(JEESA)の近藤豊嗣代表理事(機屋已菱機代表取締役社長)に、今回の改正点を含めた非常用電源の点検の在り方を聞いた。

今年6月の大阪北部地震、そして9月には北海道を襲った震度7の大地震、また西日本の集中豪雨と日本列島は例年以上に自然災害の猛威に見舞われた。そんな時、必ず問題となったのが「停電」による電力供給の停止だ。折しも6月には、総務省消防庁から自家発電点検設備の点検方法の改正が告示された。長年、非常用発電機の点検の普及・啓蒙活動に取り組んできた(一社)日本エネルギー設備保安推進協会(JEESA)の近藤豊嗣代表理事(機屋已菱機代表取締役社長)に、今回の改正点を含めた非常用電源の点検の在り方を聞いた。

快適で安全な都市空間の創造をめざす 東洋実業グループ

●清掃等建築物の環境衛生管理
●空調・電気・給排水系統等諸設備の保守管理
●警備・保安・駐車場管理
●機械警備「トロー・アラームシステム」による防犯・防火
●工場・ダム等のセキュリティ
●計量証明事業(濃度測定)
●その他建築物の運用管理に係る一切の業務
●温泉宿泊施設の運営管理

本社/札幌市中央区北6条西22-2-7(東実ビル) ☎(011)612-1911
東京支店/東京都新宿区西新宿1-26-2(新宿野村ビル) ☎(03)3345-0531
支店/埼玉
営業所/函館・室蘭・苫小牧・千歳・恵庭・小樽・余市・岩内・石狩・岩見沢・旭川・深川・士別・富良野・帯広・北見・釧路
海外事業/TOYOJITSUGYO (SINGAPORE) PTE., LTD.
TOYO SECURITY&BUILDING MANAGEMENT(HONG KONG)LTD.
TOYOJITSUGYO (MALAYSIA) SDN. BHD.

株式会社 東洋実業

ビル管理に優れた技術を誇る東洋実業のノウハウ・技術が確かな明日を創ります。